

平成20年度 中心市街地活性化関連予算等について

平成20年2月26日
国土交通省

中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化法に基づき市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣の認定を受けた地区における、認定基本計画に基づく以下の取組みに対して重点的な支援を実施する。

市街地の整備改善に資する事業

街なか再生を促進するための面整備事業

面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、区画整理、再開発等の活用により面的な整備を推進する。

(まちづくり交付金：別紙1、まち再生出資業務等：別紙2、都市再生区画整理事業：別紙3)

道路、公園、駐車場等の都市基盤施設等の整備

中心市街地を支える道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業を推進する。

(都市交通システム整備事業：別紙4)

都市福利施設の整備に資する事業

都市機能の集積促進

暮らし・にぎわい再生事業(別紙5)を活用し、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を含めた、多様な都市機能の集積促進を図る。

街なか居住の推進に資する事業

住宅、建築物の整備

中心市街地共同住宅供給事業(別紙6)、街なか居住再生ファンド(別紙7)等を活用し多様なニーズに対応した優良な住宅の供給を促進する。

居住環境の整備

優良な住宅整備を行う事業と併せて、住宅市街地を総合的に整備し、居住環境の向上を推進する。

その他中心市街地の活性化に資する事業

公共交通機関の利用者の利便の増進

公共交通機関や交通結節点等の整備を進め、中心市街地へのアクセスの利便性の向上、中心市街地内の移動の利便性の向上を図る。

(都市交通システム整備事業：再掲)

まちづくり交付金

概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金である。

予算

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
まちづくり交付金	640,000	251,000	612,000	243,000	1.05	1.03

中心市街地に対する特例措置（平成18年度拡充）

内閣総理大臣による認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業を行う地区が、一定の要件を満たす場合、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大し、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを推進する。

まちづくり交付金による中心市街地再生の促進

中心市街地活性化に取り組む市町村の提案事業枠の拡大

内閣総理大臣による認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく一定の要件を満たす地区について、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大する。



平成20年度新規事項（拡充）

市町村都市再生整備協議会が行う官民協働事業への支援や、複数市町村により一本化された都市再生整備計画に基づき行われる連携事業への支援を強化する。その際、複数市町村が連携し、広域的な地域活性化基盤整備計画に位置付けられた拠点施設と一体的なまちづくりを行う場合も対象とする。

民間都市開発推進機構の「まち再生出資業務」

①概要

都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、まちづくり交付金と連携した民間都市開発プロジェクトへの出資等、まち再生のために民間資金の誘導を図る。

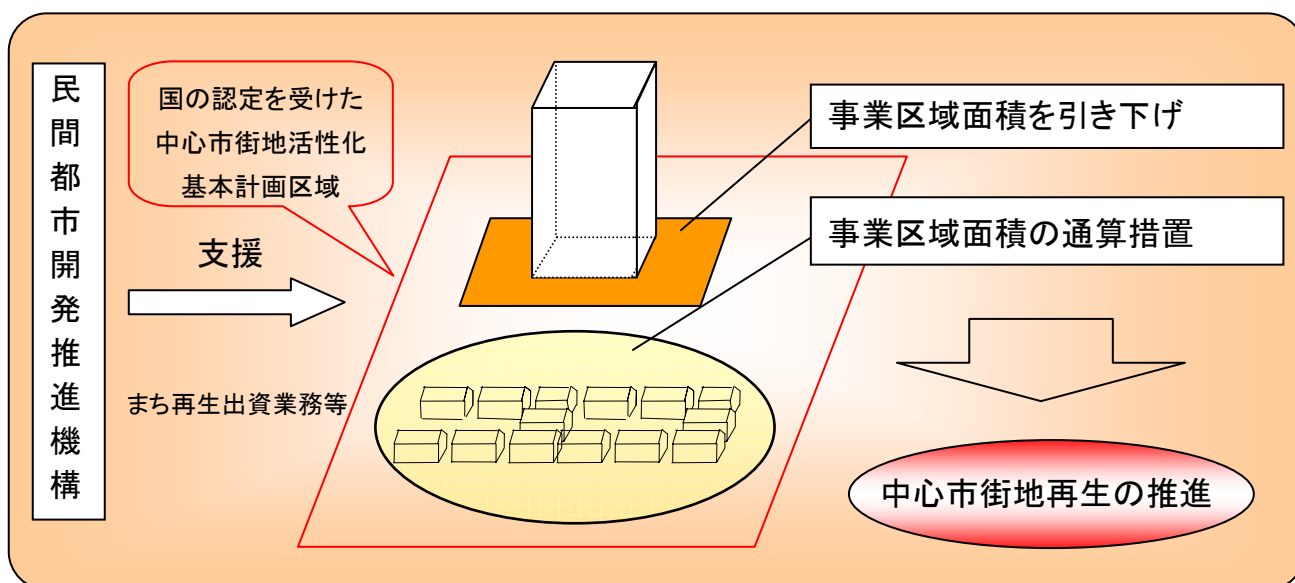
②予算

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
まち再生 出資業務	5,179	5,179	4,737	4,737	1.09	1.09

③中心市街地に対する特例措置（平成 18 年度 拡充）

中心市街地の活性化に資する民間都市開発事業を一層支援するため、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域内において面積要件の引き下げ等の要件緩和を実施。



④平成 20 年度新規事項（拡充）

地方都市における優良な民間都市開発事業を推進し、地域の活性化を図るため、地域の実情に応じた比較的小規模な事業についても資金調達の円滑化が図られるよう、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務に係る事業区域面積要件の緩和を行う。

都市再生区画整理事業

①概要

空洞化が進行する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備が必要な既成市街地並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

②予算

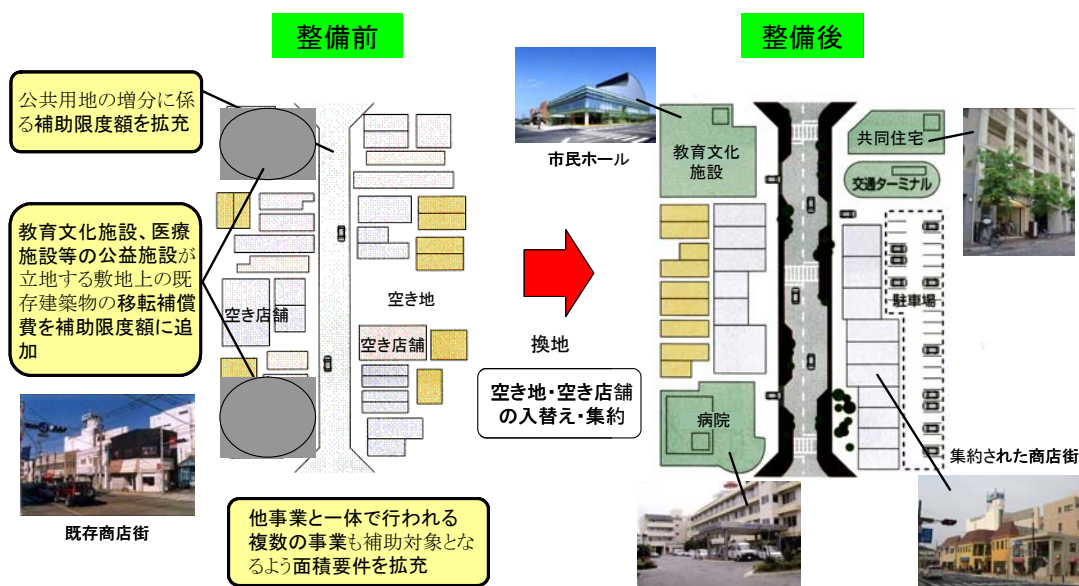
(単位:百万円)

区 分	20年度 (A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市再生 区画整理事業	8,111	3,631	8,291	3,691	0.98	0.98

③中心市街地に対する特例措置 (平成18年度 拡充)

教育文化施設、医療施設等の公益施設の立地を促進するため、これら施設が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助限度額に追加

中心市街地活性化を推進するための制度拡充



④平成20年度新規事項(拡充)

集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、重点地区の事業タイプの再編等の支援措置の拡充を行う。

都市交通システム整備事業

①概要

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。

②予算

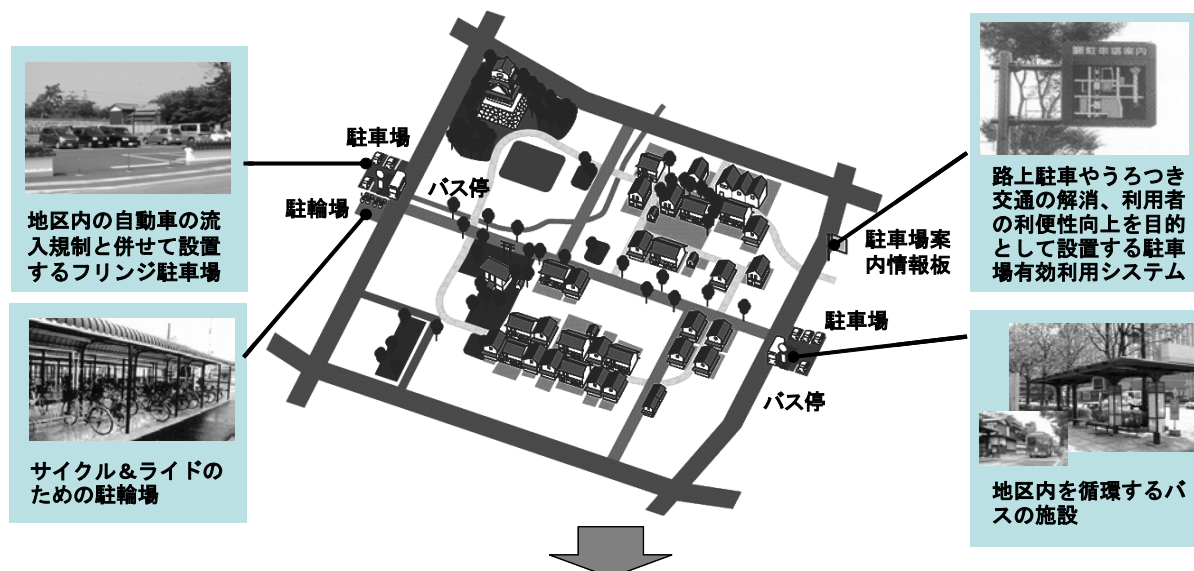
(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市交通システム 整備事業	7,050	2,350	7,200	2,400	0.98	0.98

③平成20年度新規事項(拡充)

省CO2型の都市づくりや歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、徒歩、公共交通等の適正分担を目的とした都市の交通システムの整備が図られるよう、本事業の地区要件に「先導的都市環境形成計画」の区域及び歴史的風致の維持向上に係る計画の重点区域を追加する。

◆歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおける都市の交通システムの整備イメージ◆



地区内を通過する交通が排除され、良好な景観形成と併せて安全・快適な歩行者等の移動空間が確保されることから、史跡巡りやイベント、祭りなどで地域に親しまれるまちづくりが可能となる。

暮らし・にぎわい再生事業

①概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

②予算

(単位：百万円)

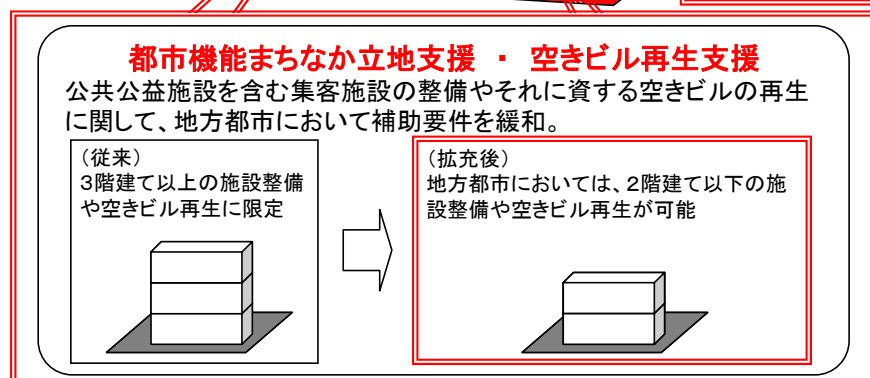
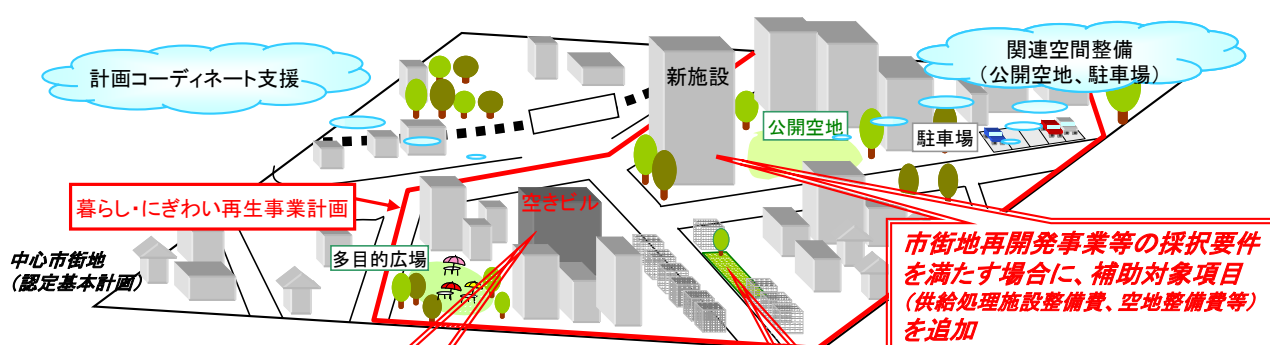
区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
暮らし・にぎわい 再生事業	28,006	10,000	25,231	9,000	1.11	1.11

③中心市街地に対する特例措置（平成18年度 創設）

中心市街地の振興方策として、都市機能の導入を中心としたまちづくりにより、まちなかの暮らし・にぎわいを再生するための支援措置として創設。

④平成20年度新規事項（拡充）

中心市街地の活性化を地域の実情に応じてより効果的に推進するため、地域固有の特色あるまちなみ等を活かした整備に係る補助要件の緩和、市街地再開発事業等の採択要件を満たす場合の補助対象施設の追加等を行う。



中心市街地共同住宅供給事業

①概要

中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援する。

②予算

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
中心市街地共同 住宅供給事業	25,981 の内数	4,056 の内数	31,239 の内数	4,811 の内数	0.83	0.84

③中心市街地に対する特例措置

中心市街地活性化基本計画

・共同住宅の供給その他の居住環境の整備を図るための事業

内閣総理大臣による
基本計画認定

中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)

市町村長による
事業計画認定

【事業要件】

優良な住宅を10戸以上供給
(延べ床面積の1/2以上が住宅)
敷地面積が概ね500㎡以上
地階を除く階数が3階以上
耐火建築物または準耐火建築物等

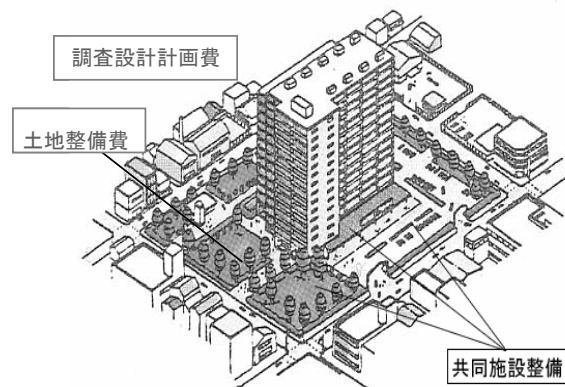
【補助対象】

・調査設計計画費
・土地整備費
・共同施設整備

【施行者等】

・地方公共団体、都市再生機構 (補助率1/3以内)
・地方住宅供給公社、民間事業者等(補助率2/3以内:国1/3・地方公共団体1/3)

<平成20年度予算額> 41億円の内数



◇ 税の特例

- ① 優良な賃貸住宅を建設する場合の特例措置: 所得税の割増償却
- ② 優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の特例措置: 所得税の課税繰延

街なか居住再生ファンド

①概要

中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣による認定を受けた基本計画の区域内等で行われる民間の住宅等の整備事業や活動拠点等の整備事業に対して出資による支援を行う。

②予算

(単位:百万円)

区 分	20年度(A)		19年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
街なか居住 再生ファンド	1,500	1,500	2,500	2,500	0.60	0.60

③中心市街地に対する特例措置

中心市街地等における民間の多様な住宅等の整備事業及び活動拠点等の整備事業に対し、出資により支援

○対象事業

- ・民間の住宅等の整備事業
- ・街なか居住の再生に資する活動拠点等の整備事業

○対象区域

- ・中心市街地活性化法に基づく国の認定を受けた基本計画の区域内
- ・街なか居住の再生を図るべき一定の要件を満たすニュータウン 等

